

研修歴によりがん診療病院連携研修の修了と同等以上の
経験と知識を有すると認めるための基準

以下に示す【研修に関する要件】を備えた実地研修を修了しており、令和4年3月31日までに申請した薬剤師を認定する(申請は日本臨床腫瘍薬学会の正会員に限る)。なお、日本臨床腫瘍薬学会がん診療病院連携研修要綱またはコアカリキュラムが改定された際には、以下に示している【研修に関する要件】を改定する場合がある。その際は速やかに公表を行う。

【研修に関する要件】

- (1) 実技を伴う研修であり、研修内容として以下に関する項目を実施している
 - ア 多職種連携
 - イ レジメン
 - ウ 副作用のモニタリング
 - エ 検査結果等に基づいた、抗がん薬処方内容の検討
 - オ 支持療法
 - カ 抗がん薬調製
 - キ 患者への服薬指導(がんの専門研修以外の場合は、がん患者であることが明示されていること)
- (2) 研修内容として薬局との連携に関する項目を実施している、または、現在勤務している施設において医療機関と薬局との連携について実践しており、勤務施設の所属長から主体的に関与していることを認められている
- (3) がんに関する研修期間として30日間以上が設定されている(半日以上1日未満の研修は0.5日として算入する)
- (4) 研修修了証が発行されている
- (5) 令和3年3月31日までに研修を開始しており、研修開始から1年以内に修了する研修である
- (6) 複数の病院で実施する研修の場合は、一連の研修であることが提出資料から明確であること。なお、複数の異なった実地研修を合算して要件を満たすことは認めない

【研修に関する要件】の確認として以下の書類を提出すること。

- ① 研修病院もしくは「学術団体またはがんに関する認定を行っている団体(以下、「研修実施団体」という)」から交付されている研修内容を確認できる資料の写し。研修内容を確認できる資料がない場合は、研修病院の所属長から(1)および(2)に

規定している研修内容を適切に履修したことを証明する書類

- ②連携に関する項目を研修で実施していない場合は、自施設で連携業務を実施していることの証明書類
- ③研修期間が確認できる書類(研修開始日、研修修了日、研修日程等)
- ④がんに関する専門研修以外で、がんに関しての研修期間が 30 日間あることが③の書類から確認できない場合は、研修病院の所属長から、がんに関しての研修を行った日数が 30 日間以上あることを証明する書類
- ⑤以下の項目が記載された研修修了証の写し
 - 1)発行機関は研修病院または研修実施団体であること。なお、発行機関が当該団体名の場合には、病院における実地研修であることが①または③の文書等から明確にわかること
 - 2)発行機関の公印が押印されていること。または、研修実施部署の所属長の記名押印または署名が記載されており、所属長であることが判断できる役職名が併記されていること
 - 3)研修者氏名が記載されていること。申請者と姓が異なる場合には理由書を提出すること
 - 4)研修を適切に修了したことを確認できる内容が記載されていること
 - 5)発行日または研修終了日等の日付が記載されていること

なお、令和 3 年度内に研修修了証の発行見込みがない場合は、後日提出することも可能とします。

以上